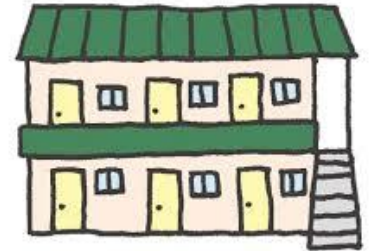



DV支援・ 民間シェルター

NPO法人 全国女性シェルターネット
北仲 千里

民間シェルターとは

- 日本の民間シェルター： 90年代から
100以上ある うち64団体がシェルターネットに加盟
ない県もある
- マンション1, 2室や一軒家など、小規模なものが多い。
- 基本は無償ボランティア。財政難・人材難
- 配暴センター等の業務を受託するところ、自治体等の相談員の
兼任も、啓発活動も。
私たちは、DV支援に専門的にかかわる人々のネットワーク。





相談 気持ちの整理・ケースの見立て・支援計画・意思決定の
援助

相手から避難

シェルターの利用 保護命令の申立・弁護士相談・福祉制度の利用
援助措置申請・回復・治療・転校・家探し

ステップハウスの利用

新しい住所での生活

職探し、子どもの修学支援、
新たに生じる問題
福祉制度の利用・援助措置申請・
回復・治療 自助グループ

離婚におけた調停・裁判

回復・治療 自助グループ

世界のDV等の被害者支援の常識

- この仕事は、フェミニストでないといけない。
信頼できる支援者は、社会を変えることを目指している団体
- かつ、プロフェッショナル であること
- 公的な財政支援に支えられ、すべての被害者に十分な支援が届けられること
国によっては、人気の就職先

日本のDV被害者支援の大枠は

- 他国とは異なり、日本は「公的な相談センター」中心型
- 様々な経路から、DVのケースの相談が寄せられます。



「配偶者暴力相談支援センター」

その中心を担うのは、都道府県の 婦人相談所

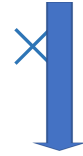
シェルターに保護すること＝いわゆる「一時保護」

婦人相談所 の根拠法：売春防止法

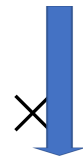
多様な被害者（被害状況、希望、コンディション）



市役所× 男女センター× 配偶者暴力相談× 民間シェルター× 警察× 病院
支援センター



都道府県の婦人相談所



その後の新しい生活の支援



全プロセスを継続してケース・
マネジメントする支援者はどこに？

「相談」業務の内容が定められていない。

- 日本では、DVや性暴力の相談支援の専門性が理解されていない。

“悩みの話を聞いただけでもできること”

心理カウンセリングと混同

この分野への「ソーシャル・ワーク」概念導入の失敗

→ 相談員の待遇の悪さ

求められる支援のレベル・内容を確定していない

民間を無料で使おうとする・・・新規課題の発見

「私たちが目指す「女性に対する暴力 被害者支援」を 発表しました。



私たちが目指す「女性に対する暴力 被害者支援」（特に DV 編）

2020年9月 NPO 法人 全国女性シェルターネット

全国女性シェルターネットは、このたび、民間シェルターの支援員、行政等の支援員、過去に DV 被害を受けた当事者などの声を集め、現状の DV 対策の改善についての意見をまとめました。今後は、これらを実現するための法の改正や新設の提案に向け検討を行っていきます。

私たちが求めるのは、本格的・包括的な公的な支援体制です。

- 予算と人の雇用
- 全国統一の枠組み、基準、
- 多機関連携（ワンストップ）の専門的なセンター
 - ・・・たらいまわし・二次被害リスクは下がる

伴走する対等なパートナーとして民間を位置づけ、

民間が活動を維持できるような公的な財政支援